

第2回 医道審議会 医師分科会 医師臨床研修部会 議事次第

平成17年2月10日(木)
14時00分～16時00分
経済産業省別館1014号会議室

○ 開 会

○ 議 事

議 題

1. 医師臨床研修の修了基準について
2. その他

○ 閉 会

資 料

1. 臨床研修における修了基準等の検討について
2. 研修医評価の手順
3. 他制度における評価事例
 - (1) 米国
 - (2) 司法修習
4. その他参考資料
 - (1) 第150回国会参議院国民福祉委員会附帯決議
 - (2) 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令
 - (3) 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について
 - (4) 臨床研修医在籍状況等について
 - (5) 指導医養成講習会開催状況

臨床研修における修了基準等の検討について

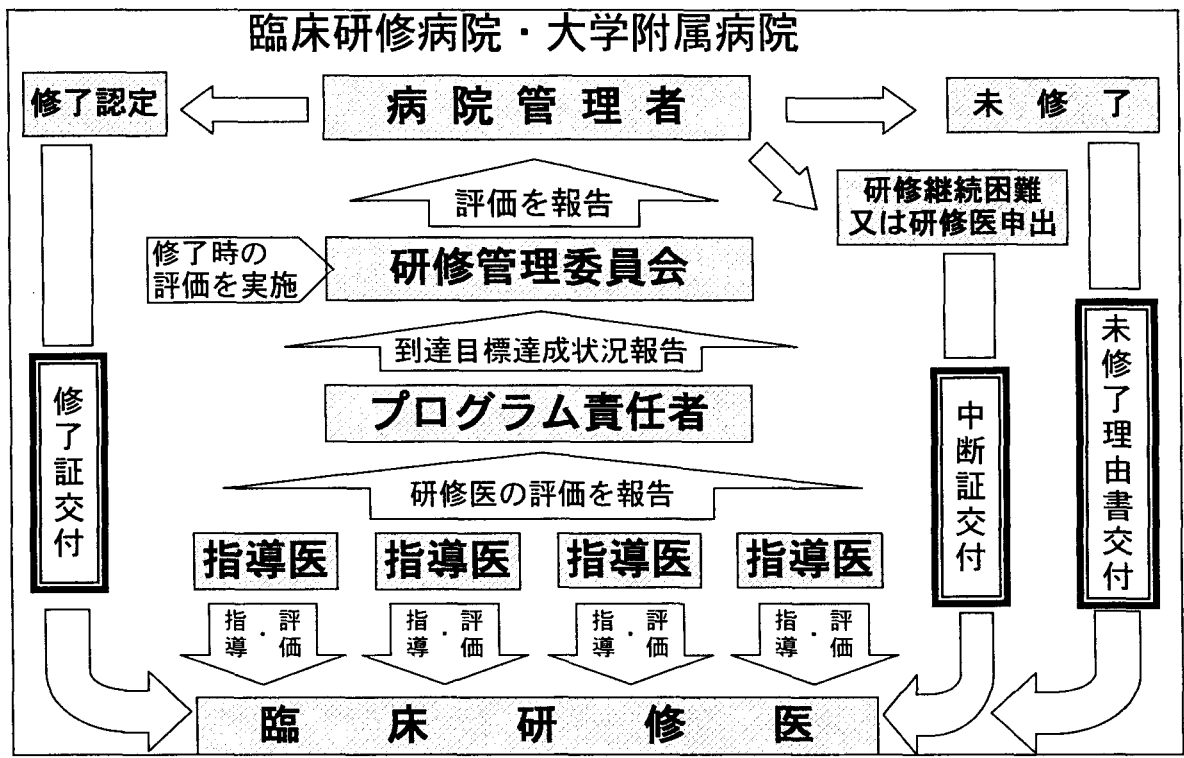
1. 背景

新医師臨床研修制度は平成16年に制度発足し、まもなく2年目を迎えることとなる。平成18年3月には16年度に研修を開始した研修医（いわゆる第1期生）が研修期間を終了する。

新制度においては、臨床研修を修了した者は、その申請に基づき臨床研修を修了した旨を医籍に登録される。また、臨床研修修了者でなければ病院や診療所の管理者になることはできない。そのため、臨床研修を修了することが、その後の医師としての臨床を行う上で重要な条件となっている。

しかし、新制度においては「臨床研修の到達目標」が定められているものの、研修修了の判定をどのような評価方法を用いてどのような基準に基づいて行うのか等については、まだ定められていない。研修修了基準の作成は喫緊の課題となっている。

2. 研修医評価の流れ



3. 検討事項（案）

- (1) 修了の評価・認定方法
- (2) 修了の評価・認定基準
- (3) 修了と認定できない場合の取扱い

4. スケジュール（案）

17年	2月10日	第1回検討会開催 (6月頃までに5回程度開催予定)
	6月	最終案作成
	9月	通知発出
18年	3月	第1期生臨床研修終了
	4月	医籍登録及び臨床研修修了登録証の交付

研修医評価の手順

研修医評価の手順については「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令」において、以下の様に定められている。

- 研修管理委員会は、研修医の研修期間の終了に際し、臨床研修に関する当該研修医の評価を行う。(第17条)
- 研修管理委員会は、単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院の管理者に対し、当該研修医の評価を報告する。(第17条)
- 単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院の管理者は、研修管理委員会の評価に基づき、研修医が臨床研修を修了したと認めるときは、臨床研修修了証を交付する。(第17条第2項)

また、平成15年6月12日発出「医師法16条の2第1項に規定する臨床研修に関する施行について」において、以下の様に定められている。

- 指導医は、担当する分野における研修期間の終了後に、研修医の評価をプログラム責任者に報告する。(「6 研修管理委員会等の要件」(8))
- プログラム責任者は、研修プログラムにあらかじめ定められた研修期間の終了の際に、研修管理委員会に対して、研修医ごとに臨床研修の目標の達成状況を報告する。(「6 研修管理委員会等の要件」(6)ウ)
- 研修管理委員会は、研修医の研修期間の終了に際し、臨床研修に関する当該研修医の評価を行う。(「17 臨床研修の修了」(1))
- 単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院の管理者は、研修管理委員会の評価に基づき、研修医が臨床研修を修了したと認めるときは、当該研修医に対して、臨床研修修了証を交付する。(「17 臨床研修の修了」(2))

ただし、研修を途中で中断及び再開した場合の取扱いについては「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令」及び「医師法16条の2第1項に規定する臨床研修に関する施行について」において以下の様に定められている。

- 研修管理委員会は、研修医が臨床研修を継続することが困難であると認める場合には、当該研修医がそれまでに受けた臨床研修に係る当該研修医の評価を行い、単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院の管理者に対し、当該研修医の臨床研修を中断することを勧告する。(第16条)
- 単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院の管理者は、研修管理委員会の勧告又は研修医の申出を受けて、当該研修医の臨床研修を中断することができる。(第16条第2項)
- 単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院の管理者は、研修医の臨床研修を中断した場合には、当該研修医の求めに応じて、臨床研修中断証を交付する。(第16条第3項)
- 臨床研修を中断した者は、臨床研修病院に、臨床研修中断証を添えて、臨床研修の再開を申し込むことができる。(第16条第4項)
- 研修管理委員会は、研修医の研修期間の終了に際し、臨床研修に関する当該研修医の評価を行う。この場合において、研修管理委員会は、臨床研修中断証を提出し臨床研修を再開した研修医については、当該臨床研修中断証に記載された当該研修医の評価を考慮するものとする。(第17条)

医師の教育・研修における米国のシステム

1. 卒前教育:

- 臨床教育は実戦的な内容が多く、わが国で必修化された2年間の臨床研修内容の多くは卒前臨床実習として行われている。

2. USMLE(米国医師国家試験):

- 3ステップに分かれており、

Step I: 基礎医学

Step II: 臨床医学:臨床知識(CK)および指導監督下に患者を診療する臨床技術(CS)を試験する

Step III: 実地臨床医学:指導監督なしに患者を診療できる能力を試験する。

- 医科大学の教育課程と USMLE は基本的には互いに独立している。
- 通常、学生は Step I および Step II を医科大学在籍中に受ける。結果を医学部の成績や卒業要件に反映させるか否かは医科大学の裁量に任されている。
- Step III は卒後研修開始後に受験するのが普通である。
- 全てのステップに合格すると医師免許取得の資格を得ることができる。

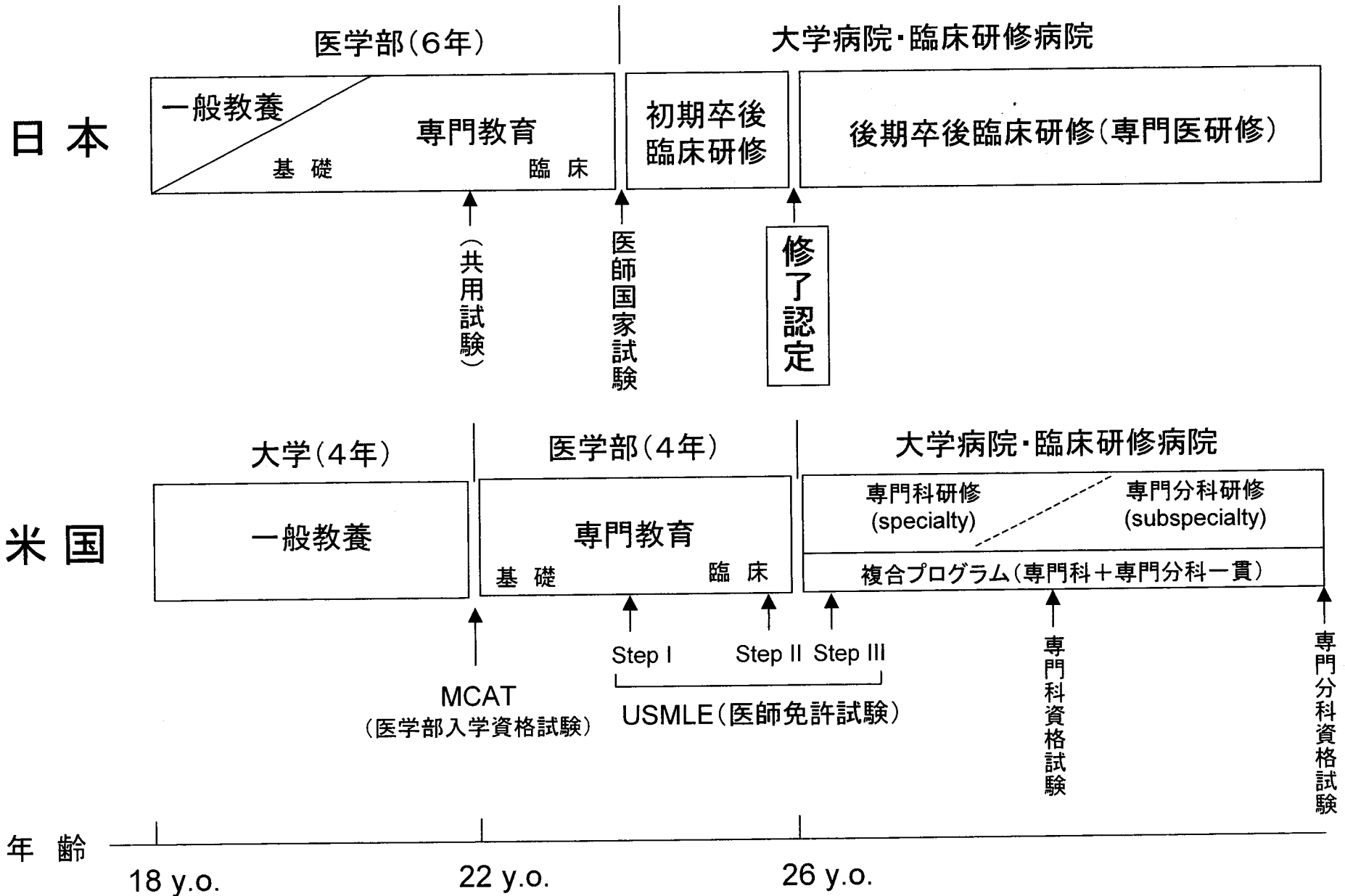
3. 卒業認定:

- 卒業認定についてはかなりの部分が医科大学の裁量に任されている。
- 最近の傾向として、標準化された臨床能力試験(SP/OSCE)を総括的評価に利用する医科大学は94校(94/216)が増えており、これらに合格することを卒業要件としている医科大学は59校(59/216)であった。

4. 卒後臨床研修:

- 卒業直後の臨床研修は専門科(specialty)レベルの研修である。専門科の臨床研修修了をもって専門科資格試験の受験資格を獲得し、試験に合格すると専門医資格を得る。専門科資格獲得後にさらに細分化された専門分科(subspecialty)研修を受ける者もいる。
- 専門科研修と専門分科研修を一貫して行う複合プログラムもある。

医師の教育・研修における日米比較



司法修習の修了について

(最高裁判所ホームページ、司法研修所ホームページより編集)

司法修習の概要

- 司法修習は1年6か月間あり、司法研修所での前期修習（3か月間）、全国の裁判所、検察庁、弁護士会での実務研修（1年間）、司法研修所での後期修習（3か月間）を行う。
- 司法修習生は、裁判官、検察官、弁護士のいずれを志望するかにかかわらず、同じ内容の修習を受ける。
- 修習の最後に、司法修習生考試と呼ばれる試験があり、司法修習の成績と考試の結果によって、合格、不合格が定められる。

司法修習における成績評価

1 司法修習の成績

○ 実務修習

- ・実務修習の委託を受けた高等裁判所の長官、地方裁判所の所長、高等検察庁の検事長、地方検察庁の検事正及び弁護士会の会長により、各分野（民事裁判、刑事裁判、検察、弁護）につき、それぞれ6段階の成績評価が行われる。
- ・成績は、司法研修所長に報告される。

○ 集合修習（前期＋後期）

- ・基本5科目（民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護、刑事弁護）につき、それぞれ6段階の成績評価が行われる。

2 司法修習生考試

○ 筆記試験

- ・基本5科目（民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護、刑事弁護）及び教養につき、それぞれ6段階の成績評価が行われる。

○ 口述試験

- ・民事系と刑事系につき、それぞれ4段階の成績評価が行われる。

3 司法修習考試の合否判定

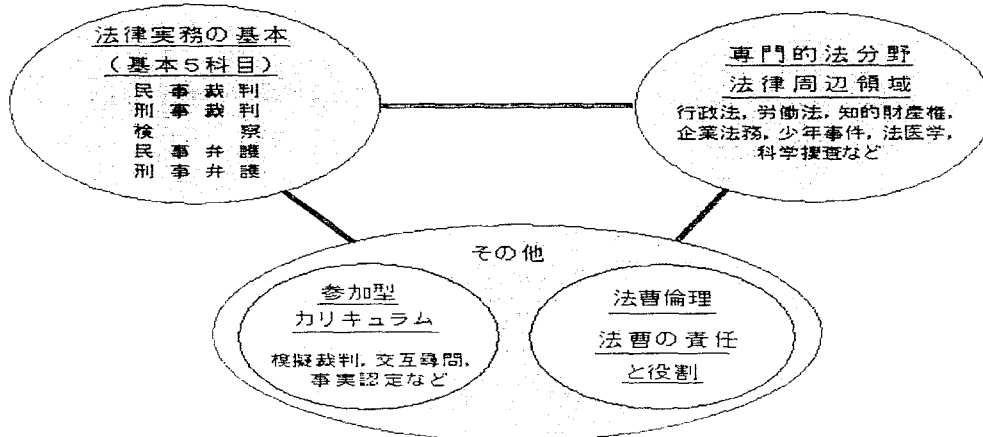
- ・司法修習生考試委員会は、修習成績と考試の結果によって、合格、不合格を定める。

前期・後期修習

1 位置づけ



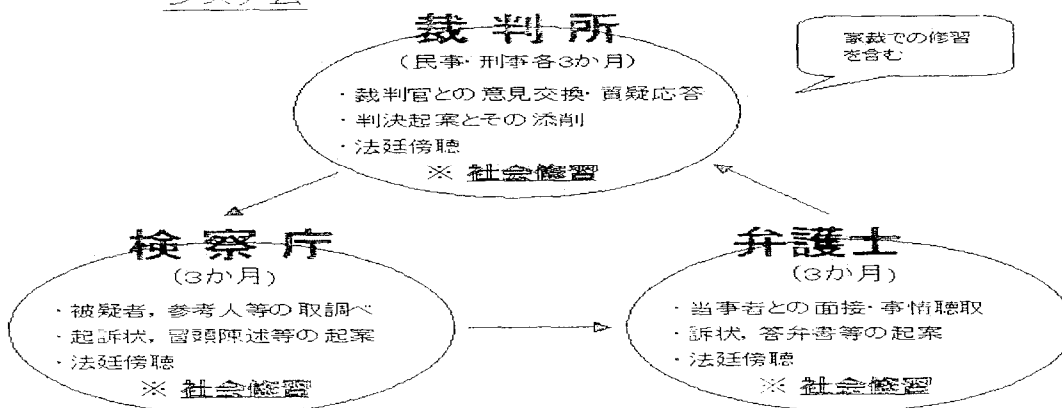
2 具体的内容



実務修習

(全国50か所の裁判所, 検察庁, 弁護士会に配属)

システム



☆ 社会修習 : 社会の実相に触れる
→ 広い視野と公共的精神を養う